

西宮市子ども会協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市子ども会協議会の運営を円滑に推進し、青少年健全育成活動の基盤づくりを促進することを目的として、当該団体が青少年の健全育成のために実施する事業及び当該団体の運営に要する経費の全部又は一部を補助することに関し、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 青少年の健全育成活動に関する企画・連絡・広報等の活動に要する経費
- (2) 青少年の体験・交流・奉仕等の活動に要する経費
- (3) 指導者の養成・研修等の活動に要する経費
- (4) 当該団体の運営に要する経費
- (5) その他、青少年の健全育成のための活動に要する経費

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において決定する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付は、補助金規則第7条の規定により、定められた期日までに交付申請の手続きを行うものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査したうえで、補助金の交付の適否を決定し、その旨を通知するものとする。

(交付時期)

第6条 補助金の交付時期は、補助金規則第16条ただし書きの規定により5月とする。

(実績報告)

第7条 補助金規則第14条の規定により、定められた期日までに実績報告を行うものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、定められた期日までに確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付条件)

第9条 補助金の交付に当たっては、あらかじめ教育委員会が生涯学習審議会の意見を聴いて行う。（社会教育法第13条）

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。